

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

引き上げ分の地方消費税は「社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

平成２７年度当初予算における、充当額については以下のとおりです。

（歳入）・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 41,490 千円

（歳出）・社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 897,584 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名	平成 27	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国 県 支出金	町債	その他	引き上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 化分の地方消費 税交付金)	その他	
社会 福祉	定住化促進費事業	2,500				190	2,310
	社会福祉総務費事業	250,207	137,264		1,800	8,480	102,663
	老人福祉費事業	108,312	980		20,491	6,626	80,215
	児童福祉総務費事業	14,177	387		9,500	327	3,963
	保育所総務費事業	7,178	4,464		1,919	129	666
	保育所費事業	123,757			25,324	7,510	90,923
	児童措置費事業	101,255	79,556			1,655	20,044
	児童館費事業	5,221				398	4,823
	予防費事業	230				18	212
	母子保健費事業	698	462			18	218
	教育委員会費事業	3,056			20	232	2,804
	教育支援センター費事業	2,204				168	2,036
	学校費事業	8,947				683	8,264
	小 計	627,742	223,113	0	59,054	26,434	319,141
社会 保険	社会福祉総務費事業	48,965	36,722			934	11,309
	老人医療費事業	12,489			1,935	805	9,749
	保健衛生総務費事業	2,374				181	2,193
	小 計	63,828	36,722	0	1,935	1,920	23,251
保健 衛生	社会福祉総務費事業	39,700	17,500			1,694	20,506
	母子福祉費事業	2,342	1,171			90	1,081
	母子保健費事業	25,103	2,921			1,692	20,490
	保健衛生総務費事業	14,957	2,832		8,297	292	3,536
	予防費事業	123,912	1,123		1	9,368	113,420
	小 計	206,014	25,547	0	8,298	13,136	159,033
合 計	897,584	285,382	0	69,287	41,490	501,425	

※当初予算ベース・地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各費目に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。